

令和8年第1回

千葉県後期高齢者医療広域連合議会  
定例会議案

千葉県後期高齢者医療広域連合



## 目 次

議案第 1 号	千葉県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例及び千葉県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	.....	1 頁
議案第 2 号	千葉県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	.....	3 1 頁
議案第 3 号	令和 7 年度千葉県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算 (第 2 号)	.....	別冊
議案第 4 号	令和 7 年度千葉県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算 (第 2 号)	.....	別冊
議案第 5 号	令和 8 年度千葉県後期高齢者医療広域連合一般会計予算	.....	別冊
議案第 6 号	令和 8 年度千葉県後期高齢者医療広域連合特別会計予算	.....	別冊



## 議案第1号

千葉県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例及び千葉県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

千葉県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例及び千葉県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和8年2月9日提出

千葉県後期高齢者医療広域連合長 小 泉 一 成

### 提案理由

人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告に準じ、職員の給料、期末手当、勤勉手当及び通勤手当の改定を行うため。

千葉県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例及び千葉県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

(千葉県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 千葉県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例(平成19年千葉県後期高齢者医療広域連合条例第18号)の一部を次のように改正する。

第23条第2項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の105」を「100分の107.5」に改める。

第26条第2項中「100分の105」を「100分の107.5」に、「100分の125」を「100分の127.5」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第5条関係）

行政職給料表

職員の 区分	職務 の 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
	号給	給料月額									
任期付職員 以外の 職員		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	195,800	242,000	276,300	309,800	332,600	366,800	420,700	471,900	525,300	567,100
	2	196,900	243,300	277,300	311,300	334,400	368,500	422,600	477,200	532,000	574,100
	3	198,100	244,700	278,300	312,700	336,200	370,100	424,500	482,100	537,100	580,000
	4	199,200	246,100	279,300	314,100	337,900	371,700	426,300	486,700	541,300	584,800
	5	200,300	247,500	280,300	315,500	339,600	373,300	428,100	490,700	544,700	588,800
	6	202,000	248,900	281,300	316,600	341,300	375,100	429,900	494,100	547,900	591,700
	7	203,600	250,300	282,200	317,600	343,000	376,600	431,700	497,000	550,800	594,100
	8	205,200	251,700	283,200	318,800	344,600	378,200	433,500	499,500	553,300	596,000
	9	206,700	253,100	284,200	320,000	346,200	379,500	435,100	501,500	555,300	
	10	208,400	254,300	285,200	321,600	347,900	381,100	436,600			
	11	210,000	255,600	286,200	323,200	349,600	382,700	438,100			
	12	211,600	256,900	287,200	324,800	351,200	384,200	439,600			
	13	213,100	258,100	288,200	326,200	352,700	386,100	441,100			
	14	214,800	259,300	289,500	327,800	354,300	388,000	442,400			
	15	216,500	260,500	290,800	329,400	355,900	389,900	443,700			
	16	218,200	261,700	292,000	331,000	357,400	391,700	444,900			
	17	219,400	262,800	293,200	332,400	358,800	393,200	446,100			
	18	221,000	263,900	294,500	334,100	360,500	395,000	447,400			
	19	222,600	265,000	295,700	335,700	362,100	396,700	448,700			
	20	224,100	266,100	296,900	337,300	363,700	398,300	449,900			
	21	225,600	267,000	297,900	338,700	364,800	400,000	451,100			
	22	227,200	268,000	299,100	340,400	366,300	401,400	451,900			
	23	228,800	269,000	300,300	342,100	367,800	402,800	452,700			
	24	230,400	270,000	301,600	343,700	369,300	404,200	453,500			
	25	232,000	271,000	302,900	344,900	371,000	405,600	454,100			
	26	233,700	271,900	303,900	346,800	372,800	406,800	454,700			
	27	235,000	272,700	304,900	348,500	374,400	408,000	455,300			
28	236,300	273,600	305,900	350,100	376,100	409,000	455,900				

29	237,600	274,400	307,000	351,600	377,500	410,100	456,600			
30	238,700	275,200	308,200	353,200	378,800	411,300	457,400			
31	239,800	276,000	309,300	354,800	380,000	412,400	457,800			
32	240,900	276,700	310,500	356,400	381,400	413,500	458,500			
33	242,000	277,400	311,600	358,100	382,500	414,200	459,000			
34	242,900	278,200	312,900	359,900	383,400	414,900	459,400			
35	243,800	279,000	314,200	361,700	384,400	415,500	459,800			
36	244,800	279,600	315,500	363,500	385,400	416,200	460,200			
37	245,800	280,300	316,700	365,000	386,200	416,800	460,600			
38	246,700	281,100	318,000	366,400	387,100	417,400	460,900			
39	247,600	281,800	319,300	367,800	388,000	417,900	461,200			
40	248,400	282,500	320,600	369,200	388,800	418,300	461,500			
41	249,200	283,200	321,900	370,700	389,600	418,700	461,800			
42	249,900	283,900	323,100	371,500	390,400	418,900	462,100			
43	250,500	284,600	324,400	372,400	391,200	419,200	462,400			
44	251,100	285,300	325,500	373,400	391,900	419,500	462,700			
45	251,800	286,000	326,400	374,300	392,600	419,800	463,000			
46	252,400	286,600	327,700	375,400	393,300	420,100				
47	253,000	287,300	329,000	376,300	394,000	420,400				
48	253,600	287,900	330,300	377,300	394,700	420,700				
49	254,100	288,600	331,400	378,200	395,200	420,900				
50	254,700	289,200	332,700	378,900	395,800	421,200				
51	255,300	289,900	333,900	379,600	396,400	421,400				
52	255,800	290,600	335,100	380,200	397,100	421,700				
53	256,200	291,100	336,400	380,600	397,500	421,900				
54	256,600	291,700	337,400	381,200	398,100	422,200				
55	256,900	292,300	338,500	381,800	398,700	422,500				
56	257,200	293,000	339,600	382,500	399,200	422,800				
57	257,500	293,600	340,300	382,800	399,600	423,000				
58	257,800	294,200	341,200	383,500	400,200	423,300				
59	258,100	294,800	341,900	384,200	400,800	423,600				
60	258,400	295,500	342,700	384,800	401,300	423,800				
61	258,700	296,100	343,500	385,100	401,700	424,000				
62	259,000	296,700	343,900	385,600	402,200	424,300				

63	259,300	297,200	344,400	386,200	402,700	424,600				
64	259,600	297,700	345,100	386,800	403,300	424,800				
65	259,900	298,200	345,900	387,100	403,600	425,000				
66	260,200	298,800	346,600	387,700	404,000	425,300				
67	260,500	299,300	347,300	388,400	404,300	425,600				
68	260,800	299,900	347,900	389,000	404,700	425,800				
69	261,100	300,300	348,400	389,400	405,000	426,000				
70	261,400	300,800	349,000	389,900	405,300	426,300				
71	261,700	301,300	349,500	390,500	405,600	426,600				
72	262,000	301,900	350,100	391,000	405,800	426,800				
73	262,300	302,400	350,400	391,500	406,000	427,000				
74	262,600	302,800	350,900	392,100	406,300					
75	262,900	303,100	351,200	392,500	406,600					
76	263,200	303,400	351,600	392,800	406,800					
77	263,500	303,600	352,000	393,200	407,000					
78	263,800	303,900	352,500	393,700	407,300					
79	264,100	304,100	353,000	394,100	407,600					
80	264,400	304,400	353,500	394,500	407,800					
81	264,700	304,600	353,800	394,900	408,000					
82	265,000	304,800	354,200	395,400	408,300					
83	265,300	305,100	354,600	395,800	408,600					
84	265,600	305,300	355,000	396,200	408,800					
85	265,900	305,600	355,300	396,500	409,000					
86	266,200	305,800	355,700	397,000						
87	266,500	306,100	356,100	397,400						
88	266,800	306,400	356,500	397,800						
89	267,100	306,700	356,700	398,100						
90	267,400	307,000	357,100							
91	267,700	307,300	357,500							
92	268,000	307,600	357,900							
93	268,300	307,800	358,100							
94		308,000	358,400							
95		308,300	358,800							
96		308,700	359,100							

	97		308,900	359,400							
	98		309,200	359,800							
	99		309,500	360,200							
	100		309,900	360,600							
	101		310,100	361,100							
	102		310,400	361,500							
	103		310,700	361,900							
	104		311,000	362,300							
	105		311,200	362,800							
	106		311,500	363,200							
	107		311,800	363,500							
	108		312,100	363,800							
	109		312,300	364,200							
	110		312,600								
	111		313,000								
	112		313,300								
	113		313,500								
	114		313,700								
	115		314,000								
	116		314,400								
	117		314,600								
	118		314,800								
	119		315,100								
	120		315,400								
	121		315,700								
	122		315,900								
	123		316,200								
	124		316,500								
	125		316,800								
任期 付職 員		206,700	242,000	272,600	303,100	317,700	341,800	383,400	424,800	472,500	567,100

別表第3を次のように改める。

別表第3（第15条関係）

普通自動車等使用者等に係る通勤手当の月額表

職員の区分 片道の使用距離	普通自動車等使用者	原動機付自転車等使用者
	円	円
4 km未満	2,000	2,000
4 km以上 6 km未満	4,240	4,240
6 km以上 8 km未満	5,270	5,110
8 km以上 10 km未満	6,300	5,980
10 km以上 12 km未満	7,340	6,840
12 km以上 14 km未満	8,650	8,150
14 km以上 16 km未満	9,980	9,460
16 km以上 18 km未満	11,310	10,770
18 km以上 20 km未満	12,640	12,080
20 km以上 22 km未満	13,960	13,390
22 km以上 24 km未満	15,240	14,660
24 km以上 26 km未満	16,510	15,930
26 km以上 28 km未満	17,780	17,200
28 km以上 30 km未満	19,050	18,470
30 km以上 32 km未満	20,320	19,730
32 km以上 34 km未満	21,520	20,840
34 km以上 36 km未満	22,720	21,950
36 km以上 38 km未満	23,910	23,060
38 km以上 40 km未満	25,100	24,170
40 km以上 42 km未満	26,290	25,280
42 km以上 44 km未満	27,480	25,280
44 km以上 46 km未満	28,670	25,280
46 km以上 48 km未満	29,860	25,280
48 km以上 50 km未満	31,050	25,280
50 km以上 52 km未満	32,230	25,280
52 km以上 54 km未満	33,540	25,280
54 km以上 56 km未満	34,850	25,280
56 km以上 58 km未満	36,160	25,280

58 km以上 60 km未満	37,460	25,280
60 km以上 62 km未満	38,760	25,280
62 km以上 64 km未満	40,530	25,280
64 km以上 66 km未満	42,300	25,280
66 km以上 68 km未満	44,070	25,280
68 km以上 70 km未満	45,840	25,280
70 km以上 72 km未満	47,610	25,280
72 km以上 74 km未満	49,000	25,280
74 km以上 76 km未満	50,390	25,280
76 km以上 78 km未満	51,780	25,280
78 km以上 80 km未満	53,160	25,280
80 km以上 82 km未満	54,540	25,280
82 km以上 84 km未満	55,790	25,280
84 km以上 86 km未満	57,040	25,280
86 km以上 88 km未満	58,290	25,280
88 km以上 90 km未満	59,540	25,280
90 km以上 92 km未満	60,790	25,280
92 km以上 94 km未満	62,080	25,280
94 km以上 96 km未満	63,360	25,280
96 km以上 98 km未満	64,640	25,280
98 km以上 100 km未満	65,920	25,280
100 km以上	67,200	25,280

第2条 千葉県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第23条第2項中「100分の127.5」を「100分の126.25」に、「100分の107.5」を「100分の106.25」に改める。

第26条第2項中「100分の107.5」を「100分の106.25」に、「100分の127.5」を「100分の126.25」に改める。

(千葉県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第3条 千葉県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年千葉県後期高齢者医療広域連合条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第4条関係）

会計年度任用職員給料表

（単位：円）

号 給	給料月額
1	195,800
2	196,900
3	198,100
4	199,200
5	200,300
6	202,000
7	203,600
8	205,200
9	206,700
10	208,400
11	210,000
12	211,600
13	213,100
14	214,800
15	216,500
16	218,200
17	219,400
18	221,000
19	222,600
20	224,100
21	225,600
22	227,200
23	228,800

24	230,400
25	232,000
26	233,700
27	235,000
28	236,300
29	237,600
30	238,700
31	239,800
32	240,900
33	242,000
34	242,900
35	243,800
36	244,800
37	245,800
38	246,700
39	247,600
40	248,400
41	249,200
42	249,900
43	250,500
44	251,100
45	251,800
46	252,400
47	253,000
48	253,600
49	254,100
50	254,700

51	255,300
52	255,800
53	256,200
54	256,600
55	256,900
56	257,200
57	257,500
58	257,800
59	258,100
60	258,400
61	258,700
62	259,000
63	259,300
64	259,600
65	259,900
66	260,200
67	260,500
68	260,800
69	261,100
70	261,400
71	261,700
72	262,000
73	262,300
74	262,600
75	262,900
76	263,200
77	263,500

78	263,800
79	264,100
80	264,400
81	264,700
82	265,000
83	265,300
84	265,600
85	265,900
86	266,200
87	266,500
88	266,800
89	267,100
90	267,400
91	267,700
92	268,000
93	268,300

## 附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定及び附則第6項の規定は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定（千葉県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）別表第1及び別表第3の改正規定に限る。）による改正後の給与条例の規定、第3条の規定による改正後の千葉県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（以下「会計年度任用職員給与条例」という。）の規定及び附則第5項の規定（地方公務員法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（令和5年千葉県後期高齢者医療広域連合条例第6号。以下「令和5年整備条例」という。）附則別表の改正規定に限る。）による改正後の令和5年整備条例の規定は令和7年4月1日から、第1条の規定（給与条例第23条第2項及び第26条第2項の改正規定に限る。）による改正後の給与条例の規定及び附則第5項の規定（令和5年整備条例附則第6条及び附則第7条の改正規定に限る。）による改正後の令和5年整備条例の規定は同年12月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 第1条の規定による改正後の給与条例又は第3条の規定による改正後の会計年度任用職員給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の給与条例又は第3条の規定による改正前の会計年度任用職員給与条例の規定により支給された給与は、それぞれ第1条の規定による改正後の給与条例又は第3条の規定による改正後の会計年度任用職員給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(規則への委任)

- 4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則の定めるところによる。

(地方公務員法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正)

- 5 地方公務員法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を次のよう

に改正する。

附則第6条中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の70」を「100分の72.5」に改める。

附則第7条中「100分の105」を「100分の107.5」に、「100分の50」を「100分の52.5」に改める。

附則別表を次のように改める。

#### 附則別表（附則第5条関係）

##### 行政職給料表

職 員 の 区 分	職 務 の 級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
		給料月 額									
暫 定 再 任 用 職 員		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
		200,300	227,800	269,500	290,100	305,700	331,900	374,800	409,200	462,400	544,100

6 地方公務員法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を次のように改正する。

附則第6条中「100分の127.5」を「100分の126.25」に、「100分の72.5」を「100分の71.25」に改める。

附則第7条中「100分の107.5」を「100分の106.25」に、「100分の52.5」を「100分の51.25」に改める。

千葉県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例及び千葉県後期高齢者医療広域連合  
会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照条文

- 千葉県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例（平成19年千葉県後期高齢者医療広域  
連合条例第18号）

（第1条関係）

（下線部分は改正部分）

改 正 前	改 正 後
<p>（期末手当）</p> <p>第23条 （略）</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の125</u>を乗じて得た額（規則で定める管理又は監督の地位にある職員（第26条第2項において「特別管理職員」という。）にあつては<u>100分の105</u>を乗じて得た額）に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) （略）</p> <p>3～5 （略）</p>	<p>（期末手当）</p> <p>第23条 （略）</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の127.5</u>を乗じて得た額（規則で定める管理又は監督の地位にある職員（第26条第2項において「特別管理職員」という。）にあつては<u>100分の107.5</u>を乗じて得た額）に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) （略）</p> <p>3～5 （略）</p>
<p>（勤勉手当）</p> <p>第26条 （略）</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の105</u>（特別管理職員にあつては、<u>1</u></p>	<p>（勤勉手当）</p> <p>第26条 （略）</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の107.5</u>（特別管理職員にあつては、<u>1</u></p>

<p><u>00分の125)</u>を乗じて得た額の総額を超えてはならない。</p> <p>3～5 (略)</p> <p>別表第1 (別添)</p> <p>別表第3 (別添)</p>	<p><u>100分の127.5)</u>を乗じて得た額の総額を超えてはならない。</p> <p>3～5 (略)</p> <p>別表第1 (別添)</p> <p>別表第3 (別添)</p>
---	--

(第2条関係)

(下線部分は改正部分)

改 正 前	改 正 後
<p>(期末手当)</p> <p>第23条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の127.5</u>を乗じて得た額(規則で定める管理又は監督の地位にある職員(第26条第2項において「特別管理職員」という。)にあっては<u>100分の107.5</u>を乗じて得た額)に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3～5 (略)</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第23条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の126.25</u>を乗じて得た額(規則で定める管理又は監督の地位にある職員(第26条第2項において「特別管理職員」という。)にあっては<u>100分の106.25</u>を乗じて得た額)に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3～5 (略)</p>
<p>(勤勉手当)</p> <p>第26条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に</p>	<p>(勤勉手当)</p> <p>第26条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に</p>

<p><u>100分の107.5</u> (特別管理職員にあつては、<u>100分の127.5</u>) を乗じて得た額の総額を超えてはならない。</p> <p>3～5 (略)</p>	<p><u>100分の106.25</u> (特別管理職員にあつては、<u>100分の126.25</u>) を乗じて得た額の総額を超えてはならない。</p> <p>3～5 (略)</p>
--	--

- 千葉県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例 (令和元年千葉県後期高齢者医療広域連合条例第1号)

(第3条関係)

(下線部分は改正部分)

改正前	改正後
別表 (別添)	別表 (別添)

- 地方公務員法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例 (令和5年千葉県後期高齢者医療広域連合条例第6号)

(附則第5項関係)

(下線部分は改正部分)

改正前	改正後
<p>附 則 (暫定再任用職員の期末手当)</p> <p>第6条 給与条例第23条から第25条までの規定は、暫定再任用職員について適用する。この場合において、給与条例第23条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは、「<u>100分の70</u>」とする。</p> <p>(暫定再任用職員の勤勉手当)</p> <p>第7条 給与条例第26条の規定は、暫定再任用職員について適用する。この場合において、給与条例第26条第2項中「<u>100分の105</u>」とあるのは、「<u>100分の50</u>」とする。</p> <p>附則別表 (別添)</p>	<p>附 則 (暫定再任用職員の期末手当)</p> <p>第6条 給与条例第23条から第25条までの規定は、暫定再任用職員について適用する。この場合において、給与条例第23条第2項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは、「<u>100分の72.5</u>」とする。</p> <p>(暫定再任用職員の勤勉手当)</p> <p>第7条 給与条例第26条の規定は、暫定再任用職員について適用する。この場合において、給与条例第26条第2項中「<u>100分の107.5</u>」とあるのは、「<u>100分の52.5</u>」とする。</p> <p>附則別表 (別添)</p>

(附則第6項関係)

(下線部分は改正部分)

改正前	改正後
<p data-bbox="236 383 325 414">附 則</p> <p data-bbox="197 427 560 459">(暫定再任用職員の期末手当)</p> <p data-bbox="153 472 799 696">第6条 給与条例第23条から第25条までの規定は、暫定再任用職員について適用する。この場合において、給与条例第23条第2項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは、「<u>100分の72.5</u>」とする。</p> <p data-bbox="197 752 560 784">(暫定再任用職員の勤勉手当)</p> <p data-bbox="153 797 799 976">第7条 給与条例第26条の規定は、暫定再任用職員について適用する。この場合において、給与条例第26条第2項中「<u>100分の107.5</u>」とあるのは、「<u>100分の52.5</u>」とする。</p>	<p data-bbox="901 383 991 414">附 則</p> <p data-bbox="863 427 1225 459">(暫定再任用職員の期末手当)</p> <p data-bbox="818 472 1465 696">第6条 給与条例第23条から第25条までの規定は、暫定再任用職員について適用する。この場合において、給与条例第23条第2項中「<u>100分の126.25</u>」とあるのは、「<u>100分の71.25</u>」とする。</p> <p data-bbox="863 752 1225 784">(暫定再任用職員の勤勉手当)</p> <p data-bbox="818 797 1465 976">第7条 給与条例第26条の規定は、暫定再任用職員について適用する。この場合において、給与条例第26条第2項中「<u>100分の106.25</u>」とあるのは、「<u>100分の51.25</u>」とする。</p>

(第1条関係)

改正前

別表第1 (第5条関係)

行政職給料表

職務の区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
号給	給料月額									
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
任期付職員	183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	355,200	408,300	458,300	510,200	550,800
職員以外	184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900	410,200	463,800	517,100	558,000
の職員	185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500	412,100	468,800	522,300	564,100
	186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100	413,900	473,500	526,600	569,100
	188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700	415,700	477,500	530,100	573,100
	189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500	417,500	481,000	533,400	576,100
	191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000	419,300	484,000	536,400	578,600
	192,900	240,500	272,300	307,900	333,400	366,600	421,100	486,500	538,900	580,600
	194,500	242,000	273,300	309,100	335,000	368,000	422,700	488,500	540,900	
	196,200	243,400	274,300	310,700	336,700	369,600	424,200			
	197,800	244,800	275,300	312,300	338,400	371,200	425,700			
	199,400	246,200	276,400	313,900	340,000	372,700	427,200			
	201,000	247,400	277,400	315,400	341,500	374,600	428,700			
	202,700	248,600	278,700	317,000	343,100	376,500	430,000			
	204,400	249,800	280,000	318,600	344,700	378,400	431,300			
	206,100	251,000	281,200	320,200	346,200	380,200	432,500			
	207,400	252,100	282,500	321,700	347,600	381,700	433,700			
	209,000	253,200	283,800	323,400	349,300	383,500	435,000			
	210,600	254,300	285,000	325,000	350,900	385,200	436,300			
	212,100	255,400	286,200	326,600	352,500	386,800	437,500			
	213,600	256,400	287,300	328,000	353,700	388,500	438,700			
	215,200	257,400	288,500	329,700	355,200	389,900	439,500			
	216,800	258,400	289,800	331,400	356,700	391,300	440,300			
	218,400	259,400	291,100	333,000	358,200	392,700	441,100			
	220,000	260,400	292,400	334,200	359,900	394,100	441,700			

改正後

別表第1 (第5条関係)

行政職給料表

職務の区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
号給	給料月額									
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
任期付職員	195,800	242,000	276,300	309,800	332,600	366,800	420,700	471,900	525,300	567,100
職員以外	196,900	243,300	277,300	311,300	334,400	368,500	422,600	477,200	532,000	574,100
の職員	198,100	244,700	278,300	312,700	336,200	370,100	424,500	482,100	537,100	580,000
	199,200	246,100	279,300	314,100	337,900	371,700	426,300	486,700	541,300	584,800
	200,300	247,500	280,300	315,500	339,600	373,300	428,100	490,700	544,700	588,800
	202,000	248,900	281,300	316,600	341,300	375,100	429,900	494,100	547,900	591,700
	203,600	250,300	282,200	317,600	343,000	376,600	431,700	497,000	550,800	594,100
	205,200	251,700	283,200	318,800	344,600	378,200	433,500	499,500	553,300	596,000
	206,700	253,100	284,200	320,000	346,200	379,500	435,100	501,500	555,300	
	208,400	254,300	285,200	321,600	347,900	381,100	436,600			
	210,000	255,600	286,200	323,200	349,600	382,700	438,100			
	211,600	256,900	287,200	324,800	351,200	384,200	439,600			
	213,100	258,100	288,200	326,200	352,700	386,100	441,100			
	214,800	259,300	289,500	327,800	354,300	388,000	442,400			
	216,500	260,500	290,800	329,400	355,900	389,900	443,700			
	218,200	261,700	292,000	331,000	357,400	391,700	444,900			
	219,400	262,800	293,200	332,400	358,800	393,200	446,100			
	221,000	263,900	294,500	334,100	360,500	395,000	447,400			
	222,600	265,000	295,700	335,700	362,100	396,700	448,700			
	224,100	266,100	296,900	337,300	363,700	398,300	449,900			
	225,600	267,000	297,900	338,700	364,800	400,000	451,100			
	227,200	268,000	299,100	340,400	366,300	401,400	451,900			
	228,800	269,000	300,300	342,100	367,800	402,800	452,700			
	230,400	270,000	301,600	343,700	369,300	404,200	453,500			
	232,000	271,000	302,900	344,900	371,000	405,600	454,100			

26	233,700	271,900	303,900	346,800	372,800	406,800	454,700
27	235,000	272,700	304,900	348,500	374,400	408,000	455,300
28	236,300	273,600	305,900	350,100	376,100	409,000	455,900
29	237,600	274,400	307,000	351,600	377,500	410,100	456,600
30	238,700	275,200	308,200	353,200	378,800	411,300	457,400
31	239,800	276,000	309,300	354,800	380,000	412,400	457,800
32	240,900	276,700	310,500	356,400	381,400	413,500	458,500
33	242,000	277,400	311,600	358,100	382,500	414,200	459,000
34	242,900	278,200	312,900	359,900	383,400	414,900	459,400
35	243,800	279,000	314,200	361,700	384,400	415,500	459,800
36	244,800	279,600	315,500	363,500	385,400	416,200	460,200
37	245,800	280,300	316,700	365,000	386,200	416,800	460,600
38	246,700	281,100	318,000	366,400	387,100	417,400	460,900
39	247,600	281,800	319,300	367,800	388,000	417,900	461,200
40	248,400	282,500	320,600	369,200	388,800	418,300	461,500
41	249,200	283,200	321,900	370,700	389,600	418,700	461,800
42	249,900	283,900	323,100	371,500	390,400	418,900	462,100
43	250,500	284,600	324,400	372,400	391,200	419,200	462,400
44	251,100	285,300	325,500	373,400	391,900	419,500	462,700
45	251,800	286,000	326,400	374,300	392,600	419,800	463,000
46	252,400	286,600	327,700	375,400	393,300	420,100	
47	253,000	287,300	329,000	376,300	394,000	420,400	
48	253,600	287,900	330,300	377,300	394,700	420,700	
49	254,100	288,600	331,400	378,200	395,200	420,900	
50	254,700	289,200	332,700	378,900	395,800	421,200	
51	255,300	289,900	333,900	379,600	396,400	421,400	
52	255,800	290,600	335,100	380,200	397,100	421,700	
53	256,200	291,100	336,400	380,600	397,500	421,900	
54	256,600	291,700	337,400	381,200	398,100	422,200	
55	256,900	292,300	338,500	381,800	398,700	422,500	
56	257,200	293,000	339,600	382,500	399,200	422,800	
57	257,500	293,600	340,300	382,800	399,600	423,000	
58	257,800	294,200	341,200	383,500	400,200	423,300	
59	258,100	294,800	341,900	384,200	400,800	423,600	
60	258,400	295,500	342,700	384,800	401,300	423,800	
61	258,700	296,100	343,500	385,100	401,700	424,000	
62	259,000	296,700	343,900	385,600	402,200	424,300	

26	221,700	261,300	293,400	336,100	361,700	395,300	442,300
27	223,000	262,200	294,400	337,800	363,400	396,500	442,900
28	224,300	263,100	295,500	339,400	365,100	397,500	443,500
29	225,600	263,900	296,600	340,900	366,500	398,600	444,200
30	226,700	264,700	297,800	342,500	367,800	399,800	445,000
31	227,800	265,500	298,900	344,100	369,000	400,900	445,400
32	228,900	266,300	300,100	345,700	370,400	402,000	446,100
33	230,000	267,000	301,300	347,400	371,500	402,700	446,600
34	231,100	267,800	302,600	349,200	372,400	403,400	447,000
35	232,200	268,600	303,900	351,000	373,400	404,100	447,400
36	233,300	269,300	305,200	352,800	374,500	404,800	447,800
37	234,400	270,000	306,500	354,300	375,300	405,400	448,200
38	235,400	270,800	307,800	355,700	376,200	406,000	448,600
39	236,400	271,600	309,100	357,100	377,100	406,500	449,000
40	237,300	272,300	310,400	358,500	377,900	406,900	449,300
41	238,200	273,000	311,700	360,000	378,700	407,300	449,600
42	239,100	273,800	313,000	360,800	379,500	407,500	450,000
43	239,900	274,600	314,300	361,800	380,300	407,800	450,300
44	240,700	275,300	315,400	362,800	381,000	408,100	450,600
45	241,400	276,000	316,300	363,700	381,700	408,400	450,900
46	242,000	276,700	317,600	364,800	382,400	408,700	
47	242,600	277,400	318,900	365,700	383,100	409,000	
48	243,200	278,100	320,200	366,700	383,800	409,300	
49	243,800	278,800	321,400	367,600	384,300	409,500	
50	244,400	279,500	322,700	368,300	384,900	409,800	
51	245,000	280,200	323,900	369,000	385,500	410,100	
52	245,500	280,900	325,100	369,600	386,200	410,400	
53	246,000	281,500	326,400	370,000	386,600	410,600	
54	246,400	282,200	327,500	370,600	387,200	410,900	
55	246,700	282,800	328,600	371,300	387,800	411,200	
56	247,000	283,500	329,700	372,000	388,300	411,500	
57	247,300	284,100	330,400	372,300	388,700	411,700	
58	247,600	284,800	331,300	373,000	389,300	412,000	
59	247,900	285,400	332,000	373,700	389,900	412,300	
60	248,200	286,100	332,800	374,300	390,400	412,500	
61	248,500	286,700	333,600	374,600	390,800	412,700	
62	248,800	287,400	334,000	375,100	391,300	413,000	

63	259,300	297,200	344,400	386,200	402,700	424,600			
64	259,600	297,700	345,100	386,800	403,300	424,800			
65	259,900	298,200	345,900	387,100	403,600	425,000			
66	260,200	298,800	346,600	387,700	404,000	425,300			
67	260,500	299,300	347,300	388,400	404,300	425,600			
68	260,800	299,900	347,900	389,000	404,700	425,800			
69	261,100	300,300	348,400	389,400	405,000	426,000			
70	261,400	300,800	349,000	389,900	405,300	426,300			
71	261,700	301,300	349,500	390,500	405,600	426,600			
72	262,000	301,900	350,100	391,000	405,800	426,800			
73	262,300	302,400	350,400	391,500	406,000	427,000			
74	262,600	302,800	350,900	392,100	406,300				
75	262,900	303,100	351,200	392,500	406,600				
76	263,200	303,400	351,600	392,800	406,800				
77	263,500	303,600	352,000	393,200	407,000				
78	263,800	303,900	352,500	393,700	407,300				
79	264,100	304,100	353,000	394,100	407,600				
80	264,400	304,400	353,500	394,500	407,800				
81	264,700	304,600	353,800	394,900	408,000				
82	265,000	304,800	354,200	395,400	408,300				
83	265,300	305,100	354,600	395,800	408,600				
84	265,600	305,300	355,000	396,200	408,800				
85	265,900	305,600	355,300	396,500	409,000				
86	266,200	305,800	355,700	397,000					
87	266,500	306,100	356,100	397,400					
88	266,800	306,400	356,500	397,800					
89	267,100	306,700	356,700	398,100					
90	267,400	307,000	357,100						
91	267,700	307,300	357,500						
92	268,000	307,600	357,900						
93	268,300	307,800	358,100						
94		308,000	358,400						
95		308,300	358,800						
96		308,700	359,100						
97		308,900	359,400						
98		309,200	359,800						
99		309,500	360,200						

63	249,100	288,000	334,600	375,700	391,800	413,300			
64	249,400	288,500	335,300	376,300	392,400	413,500			
65	249,700	289,000	336,100	376,600	392,700	413,700			
66	250,000	289,600	336,800	377,200	393,100	414,000			
67	250,300	290,100	337,500	377,900	393,500	414,300			
68	250,600	290,700	338,100	378,500	393,900	414,500			
69	250,900	291,200	338,600	378,900	394,200	414,700			
70	251,200	291,700	339,200	379,400	394,500	415,000			
71	251,500	292,300	339,700	380,000	394,800	415,300			
72	251,800	292,900	340,300	380,500	395,000	415,500			
73	252,100	293,400	340,600	381,000	395,200	415,700			
74	252,400	293,900	341,100	381,600	395,500				
75	252,700	294,300	341,500	382,100	395,800				
76	253,000	294,600	341,900	382,400	396,000				
77	253,300	294,800	342,300	382,800	396,200				
78	253,600	295,100	342,800	383,300	396,500				
79	253,900	295,300	343,300	383,700	396,800				
80	254,200	295,600	343,800	384,100	397,000				
81	254,500	295,800	344,100	384,500	397,200				
82	254,800	296,000	344,500	385,000	397,500				
83	255,100	296,300	344,900	385,400	397,800				
84	255,400	296,500	345,300	385,800	398,000				
85	255,700	296,800	345,600	386,100	398,200				
86	256,000	297,100	346,000	386,600					
87	256,300	297,400	346,400	387,000					
88	256,600	297,700	346,800	387,400					
89	256,900	298,000	347,000	387,700					
90	257,200	298,300	347,400						
91	257,500	298,600	347,800						
92	257,800	299,000	348,200						
93	258,100	299,200	348,400						
94		299,400	348,800						
95		299,700	349,200						
96		300,100	349,500						
97		300,300	349,800						
98		300,600	350,200						
99		301,000	350,600						



(第1条関係)

改正前		改正後	
別表第3 (第15条関係) 普通自動車等使用者等に係る通勤手当の月額表		別表第3 (第15条関係) 普通自動車等使用者等に係る通勤手当の月額表	
職員の区分 片道の使用距離	普通自動車等使用者 円	職員の区分 片道の使用距離	普通自動車等使用者 円
4km未満	2,000	4km未満	2,000
4km以上6km未満	4,170	4km以上6km未満	4,240
6km以上8km未満	5,230	6km以上8km未満	5,270
8km以上10km未満	6,290	8km以上10km未満	6,300
10km以上12km未満	7,340	10km以上12km未満	7,340
12km以上14km未満	8,570	12km以上14km未満	8,650
14km以上16km未満	9,800	14km以上16km未満	9,980
16km以上18km未満	11,020	16km以上18km未満	11,310
18km以上20km未満	12,240	18km以上20km未満	12,640
20km以上22km未満	13,460	20km以上22km未満	13,960
22km以上24km未満	14,640	22km以上24km未満	15,240
24km以上26km未満	15,820	24km以上26km未満	16,510
26km以上28km未満	17,000	26km以上28km未満	17,780
28km以上30km未満	18,170	28km以上30km未満	19,050
30km以上32km未満	19,340	30km以上32km未満	20,320
32km以上34km未満	20,430	32km以上34km未満	21,520
34km以上36km未満	21,520	34km以上36km未満	22,720
36km以上38km未満	22,610	36km以上38km未満	23,910
38km以上40km未満	23,700	38km以上40km未満	25,100
40km以上42km未満	24,790	40km以上42km未満	26,290
42km以上44km未満	25,710	42km以上44km未満	27,480
44km以上46km未満	26,640	44km以上46km未満	28,670
46km以上48km未満	27,570	46km以上48km未満	29,860
48km以上50km未満	28,500	48km以上50km未満	31,050
原動機付自転車等使用者 円	2,000	原動機付自転車等使用者 円	2,000
	4,170		4,240
	5,060		5,110
	5,950		5,980
	6,840		6,840
	8,060		8,150
	9,280		9,460
	10,490		10,770
	11,700		12,080
	12,910		13,390
	14,080		14,660
	15,260		15,930
	16,430		17,200
	17,600		18,470
	18,780		19,730
	19,790		20,840
	20,810		21,950
	21,820		23,060
	22,830		24,170
	23,840		25,280
	23,840		25,280
	23,840		25,280
	23,840		25,280

50km以上52km未滿	29, 430	23, 840
52km以上54km未滿	30, 160	23, 840
54km以上56km未滿	30, 890	23, 840
56km以上58km未滿	31, 630	23, 840
58km以上60km未滿	32, 370	23, 840
60km以上62km未滿	33, 100	23, 840
62km以上64km未滿	34, 160	23, 840
64km以上66km未滿	35, 220	23, 840
66km以上68km未滿	36, 280	23, 840
68km以上70km未滿	37, 340	23, 840
70km以上72km未滿	38, 400	23, 840
72km以上74km未滿	39, 460	23, 840
74km以上76km未滿	40, 520	23, 840
76km以上78km未滿	41, 580	23, 840
78km以上80km未滿	42, 640	23, 840
80km以上82km未滿	43, 700	23, 840
82km以上84km未滿	44, 760	23, 840
84km以上86km未滿	45, 820	23, 840
86km以上88km未滿	46, 880	23, 840
88km以上90km未滿	47, 940	23, 840
90km以上92km未滿	49, 000	23, 840
92km以上94km未滿	50, 060	23, 840
94km以上96km未滿	51, 120	23, 840
96km以上98km未滿	52, 180	23, 840
98km以上100km未滿	53, 240	23, 840
100km以上	54, 300	23, 840

50km以上52km未滿	32, 230	25, 280
52km以上54km未滿	33, 540	25, 280
54km以上56km未滿	34, 850	25, 280
56km以上58km未滿	36, 160	25, 280
58km以上60km未滿	37, 460	25, 280
60km以上62km未滿	38, 760	25, 280
62km以上64km未滿	40, 530	25, 280
64km以上66km未滿	42, 300	25, 280
66km以上68km未滿	44, 070	25, 280
68km以上70km未滿	45, 840	25, 280
70km以上72km未滿	47, 610	25, 280
72km以上74km未滿	49, 000	25, 280
74km以上76km未滿	50, 390	25, 280
76km以上78km未滿	51, 780	25, 280
78km以上80km未滿	53, 160	25, 280
80km以上82km未滿	54, 540	25, 280
82km以上84km未滿	55, 790	25, 280
84km以上86km未滿	57, 040	25, 280
86km以上88km未滿	58, 290	25, 280
88km以上90km未滿	59, 540	25, 280
90km以上92km未滿	60, 790	25, 280
92km以上94km未滿	62, 080	25, 280
94km以上96km未滿	63, 360	25, 280
96km以上98km未滿	64, 640	25, 280
98km以上100km未滿	65, 920	25, 280
100km以上	67, 200	25, 280

(第3条関係)

改正前		改正後	
別表 (第4条関係) 会計年度任用職員給料表 (単位：円)		別表 (第4条関係) 会計年度任用職員給料表 (単位：円)	
号給	給料月額	号給	給料月額
1	183,500	1	195,800
2	184,600	2	196,900
3	185,800	3	198,100
4	186,900	4	199,200
5	188,000	5	200,300
6	189,700	6	202,000
7	191,300	7	203,600
8	192,900	8	205,200
9	194,500	9	206,700
10	196,200	10	208,400
11	197,800	11	210,000
12	199,400	12	211,600
13	201,000	13	213,100
14	202,700	14	214,800
15	204,400	15	216,500
16	206,100	16	218,200
17	207,400	17	219,400
18	209,000	18	221,000
19	210,600	19	222,600
20	212,100	20	224,100
21	213,600	21	225,600
22	215,200	22	227,200
23	216,800	23	228,800
24	218,400	24	230,400
25	220,000	25	232,000
26	221,700	26	233,700
27	223,000	27	235,000
28	224,300	28	236,300

29	225,600
30	226,700
31	227,800
32	228,900
33	230,000
34	231,100
35	232,200
36	233,300
37	234,400
38	235,400
39	236,400
40	237,300
41	238,200
42	239,100
43	239,900
44	240,700
45	241,400
46	242,000
47	242,600
48	243,200
49	243,800
50	244,400
51	245,000
52	245,500
53	246,000
54	246,400
55	246,700
56	247,000
57	247,300
58	247,600
59	247,900
60	248,200
61	248,500
62	248,800
63	249,100
64	249,400
65	249,700

29	237,600
30	238,700
31	239,800
32	240,900
33	242,000
34	242,900
35	243,800
36	244,800
37	245,800
38	246,700
39	247,600
40	248,400
41	249,200
42	249,900
43	250,500
44	251,100
45	251,800
46	252,400
47	253,000
48	253,600
49	254,100
50	254,700
51	255,300
52	255,800
53	256,200
54	256,600
55	256,900
56	257,200
57	257,500
58	257,800
59	258,100
60	258,400
61	258,700
62	259,000
63	259,300
64	259,600
65	259,900

66	250,000
67	250,300
68	250,600
69	250,900
70	251,200
71	251,500
72	251,800
73	252,100
74	252,400
75	252,700
76	253,000
77	253,300
78	253,600
79	253,900
80	254,200
81	254,500
82	254,800
83	255,100
84	255,400
85	255,700
86	256,000
87	256,300
88	256,600
89	256,900
90	257,200
91	257,500
92	257,800
93	258,100

66	260,200
67	260,500
68	260,800
69	261,100
70	261,400
71	261,700
72	262,000
73	262,300
74	262,600
75	262,900
76	263,200
77	263,500
78	263,800
79	264,100
80	264,400
81	264,700
82	265,000
83	265,300
84	265,600
85	265,900
86	266,200
87	266,500
88	266,800
89	267,100
90	267,400
91	267,700
92	268,000
93	268,300

(附則第5項関係)

改正前

附則別表 (附則第5条関係)

行政職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
		給料月額									
暫定再任用職員		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
		192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	362,700	396,200	448,000	528,700

改正後

附則別表 (附則第5条関係)

行政職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
		給料月額									
暫定再任用職員		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
		200,300	227,800	269,500	290,100	305,700	331,900	374,800	409,200	462,400	544,100

## 議案第 2 号

千葉県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

千葉県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 8 年 2 月 9 日 提出

千葉県後期高齢者医療広域連合長 小 泉 一 成

### 提案理由

国家公務員等の旅費に関する法律の一部改正等を踏まえ、旅費の種目の新設、支給要件の変更等の所要の改正を行うため。

千葉県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例

(千葉県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例の一部改正)

第1条 千葉県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例(平成19年千葉県後期高齢者医療広域連合条例第9号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「在勤庁」の次に「(常時勤務する在勤庁のない場合又は任命権者若しくはその委任を受けた者(以下「旅行命令権者」という。))が認める場合には、その住所、居所その他旅行命令権者が認める場所)」を加え、同項第4号を次のとおり改める。

(4) 家族 職員の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員と生計を一にするものをいう。

第2条第1項に次の1号を加える。

(6) 旅行役務提供者 旅行者(旅行業法(昭和27年法律第239号)第6条の4第1項に規定する旅行者をいう。)その他の規則で定める者(以下「旅行者等」という。)であつて、広域連合と旅行役務提供契約(旅行者等が広域連合に対して旅行に係る役務その他の規則で定めるものを旅行者に提供することを約し、かつ、広域連合が当該旅行者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。以下同じ。)を締結したものをいう。

第2条第2項を削る。

第3条第5項を次のように改める。

5 第1項、第2項及び前項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、次条第3項の規定により旅行命令等の変更(取消しを含む。以下同じ。)を受け、又は死亡した場合その他規則で定める場合には、当該旅行のため既に支出した金額のうちその者の損失となる金額又は支出を要する金額で規則で定めるものを旅費として支給することができる。

第3条第6項中「交通機関の事故又は」を削り、「広域連合長が」を「規則で」に改め、同条に次の1項を加える。

7 第1項、第2項、第4項及び第5項に規定する場合において、広域連合が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。第4条の見出しを「(旅行命令等)」に改め、同条第1項を次のように改める。

次の各号に掲げる旅行は、当該各号に掲げる区分により、旅行命令権者の発する旅行命令又は旅行依頼（以下「旅行命令等」という。）によって行われなければならない。

(1) 前条第1項の規定に該当する旅行 旅行命令

(2) 前条第4項の規定に該当する旅行 旅行依頼

第4条第3項中「を変更する必要」を「の変更をする必要」に、「これを変更する」を「その変更をする」に改め、同条第4項を次のように改める。

4 旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又はその変更をするには、旅行命令簿又は旅行依頼簿（以下「旅行命令簿等」という。）に当該旅行に関する事項の記載をし、当該事項を当該旅行者に通知してしなければならない。ただし、旅行命令簿等に当該事項の記載をするいとまがない場合には、この限りでない。

第4条に次の1項を加える。

5 前項ただし書の規定により旅行命令簿等に記載をしなかった場合には、できるだけ速やかに旅行命令簿等に同項に定める事項の記載をしなければならない。

第5条第1項中「変更された」を「変更を受けた」に改める。

第6条を次のように改める。

(旅費の種目及び内容)

第6条 旅費の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、

包括宿泊費、宿泊手当、旅行雑費、転居費及び家族移転費とし、これらの内容については、第11条から第19条までの規定の定めるところによる。

第7条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「(旅費の計算)」を付し、同条中「旅費は」の次に「、旅行に要する実費を弁償するためのものとして第6条及び第11条から第19条までの規定に定める種目及び内容に基づき」を加え、「の旅費により」を「によって」に、「又は方法によって」を「又は方法により」に改める。

第8条から第10条までを次のように改める。

第8条から第10条まで 削除

第11条から第15条までを次のように改める。

(鉄道賃)

第11条 鉄道賃は、鉄道（鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法（大正10年法律第76号）第1条第1項に規定する軌道その他規則で定めるものをいう。以下同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第6号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 急行料金
- (3) 寝台料金
- (4) 座席指定料金
- (5) 特別車両料金（次のア又はイに掲げる職員（以下「行政職給料表の9級以上の職員等」という。）に限る。）

ア 千葉県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例（平成19年千葉県後期高齢者医療広域連合条例第18号）別表第1行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が9級以上であるもの

イ アに掲げるもののほか、その職務と責任がアに掲げる職員に相当す

るものとして広域連合長が定める職員

(6) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された鉄道により移動する場合には、最下級（行政職給料表の9級以上の職員等が移動する場合には、最上級）の運賃の額とする。

（船賃）

第12条 船賃は、船舶（海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶その他規則で定めるものをいう。以下同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第5号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

(1) 運賃

(2) 寝台料金

(3) 座席指定料金

(4) 特別船室料金（行政職給料表の9級以上の職員等に限る。）

(5) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された船舶により移動する場合には、最下級（行政職給料表の9級以上の職員等が移動する場合には、最上級）の運賃の額とする。

（航空賃）

第13条 航空賃は、航空機（航空法（昭和27年法律第231号）第2条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機その他規則で定めるものをいう。以下同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号及び第3号に掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

(1) 運賃

- (2) 座席指定料金
- (3) 前2号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。

(その他の交通費)

第14条 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第4号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）の用に供する自動車を利用する移動に要する運賃
- (2) 道路運送法第3条第1号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車その他の旅客を運送する交通手段（前号に規定する自動車を除く。）を利用する移動に要する運賃
- (3) 前2号に掲げる運賃以外の費用であつて、道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車の賃料その他の移動に直接要する費用
- (4) 前3号に掲げる費用に付随する費用

2 前項の規定にかかわらず、自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車をいう。）又は原動機付自転車（同条第3項に規定する原動機付自転車をいう。）であつて、職員が任命権者の定めるところにより旅行に使用するための登録を受けたものを利用する移動に要する費用の額は、1キロメートルにつき30円とする。

3 前項の規定による費用は、全路程を通算して計算する。

4 前項の規定により通算した路程に1キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

(宿泊費)

第15条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、地域の実情を勘案して規則で定める額（以下「宿泊費基準額」という。）とする。  
ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として規則で定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。

第15条の次に次の1条を加える。

(包括宿泊費)

第15条の2 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る第11条から第14条までの規定による交通費（鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費をいう。第19条第1項第1号において同じ。）の額及び当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計額とする。

第16条を次のように改める。

(宿泊手当)

第16条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、通常要する費用の額を勘案して規則で定める1夜当たりの定額とする。

第17条第1項を次のように改める。

旅行雑費は、旅行中の通信による連絡に要する費用とし、その額は、1日につき300円とする。

第17条第2項を削り、同条第3項を同条第2項とする。

第18条から第21条までを次のように改める。

(転居費)

第18条 転居費は、赴任に伴う転居に要する費用（次条第1項第1号又は第2号に規定する場合の家族の転居に要する費用を含む。）とし、その額は、転居の実態を勘案して規則で定める方法により算定される額とする。

(家族移転費)

第19条 家族移転費は、赴任に伴う家族の移転に要する費用とし、その額

は、次に掲げる額とする。

- (1) 赴任の際家族（赴任を命ぜられた日において同居している者に限る。以下この項において同じ。）を職員の新居住地に移転する場合には、家族1人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した交通費、宿泊費、包括宿泊費及び宿泊手当の合計額に相当する額
  - (2) 前号に規定する場合に該当せず、かつ、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に家族を職員の居住地（赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、当該赴任後における職員の新居住地）に移転する場合には、同号の規定に準じて算定した額
- 2 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第2号に規定する期間を延長することができる。

（退職者等の旅費）

第20条 第3条第2項第1号の規定により支給する旅費は、退職等の日の翌日から3か月以内における当該退職等に伴う旅行について、出張又は赴任の例に準じて規則で定めるものとする。

- 2 前項の場合において、退職等となった職員が家族を移転するときは、同項に規定する旅費に、転居費のうち家族の転居に要する費用及び家族移転費に相当するものを加えるものとする。
- 3 任命権者は、天災その他やむを得ない事情がある場合には、第1項に規定する期間を延長することができる。

（遺族の旅費）

第21条 第3条第2項第2号又は第3号の規定により支給する旅費は、出張又は赴任の例に準じて規則で定めるものとする。

第21条の次に次の1条を加える。

（旅費の支給額の上限）

第21条の2 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費（家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。）に係る旅費の支給額は、第11条第1項各号、第12条第1項各号、第13条第1項各号及び第14条第1項各

号に掲げる各費用について、当該各条及び第7条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該費用ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

2 宿泊費、包括宿泊費、転居費及び家族移転費（第14条第2項に規定する費用及び宿泊手当に相当する部分を除く。）に係る旅費の支給額は、当該各種目について第7条、第15条、第15条の2、第18条及び第19条第1項の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該種目ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

第22条中「国家公務員の外国旅費（国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）第6条第12項に規定する支度料を除く。）」を「国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）に規定する国家公務員」に改める。

第23条第1項中「公用の交通機関、宿泊施設等を利用して旅行した」を「広域連合以外の者から旅費の支給を受ける」に、「当該旅行」を「旅行」に、「には、」を「には」に改める。

第24条の次に次の1条を加える。

（旅費の返納）

第24条の2 旅費（概算払に係る旅費を含む。）の支出又は支払をする者は、旅行者又は旅行役務提供者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。

別表を削る。

（千葉県後期高齢者医療広域連合特別職の職員等の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正）

第2条 千葉県後期高齢者医療広域連合特別職の職員等の報酬及び費用弁償等に関する条例（平成19年千葉県後期高齢者医療広域連合条例第8号）の一部を次のように改正する。

第5条の見出し中「種類」を「種目及び額」に改め、同条第1項中「種類

」を「種目」に、「車賃、宿泊料、食卓料及び旅行雑費」を「その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、旅行雑費、渡航雑費及び死亡手当」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 前項の規定により支給する費用弁償の額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める者の例によるものとする。

(1) 広域連合長 国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和6年政令第306号。以下「旅費法施行令」という。）第1条第2項第1号に規定する内閣総理大臣

(2) 副広域連合長 旅費法施行令第1条第2項第2号に掲げる指定職職員等（以下「指定職職員等」という。）

(3) 選挙管理委員会の委員及び監査委員 次のア又はイに掲げる費用弁償の種目の区分に応じ、それぞれア又はイに定める者

ア 交通費（鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費をいう。以下この号において同じ。）及び包括宿泊費（交通費の部分に限る。以下同じ。） 指定職職員等

イ 交通費及び包括宿泊費以外のもの 国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）に規定する国家公務員（以下「国家公務員」という。）のうち旅費法施行令第1条第2項第3号に掲げる職務の級（以下「職務の級」という。）が7級以上の者

(4) 附属機関の委員等及び非常勤職員 国家公務員のうち職務の級が7級以上の者

第5条第3項中「千葉県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例（平成19年千葉県後期高齢者医療広域連合条例第9号。以下「旅費条例」という。）の規定に基づく一般職の職員に支給すべき額に相当する額」を「国家公務員のうち職務の級が7級以上の者の例によるもの」に改め、同条に次の1項を加える。

4 前2項の規定にかかわらず、その他の交通費（本邦（本州、北海道、四国、九州及びこれらに附属する島の存する領域をいう。以下同じ。）にお

ける旅行の場合に限る。) 及び旅行雑費の額は、一般職の職員の例によるものとする。

別表第2を次のように改める。

別表第2 (第3条関係)

区分		報酬額
広域連合長		月額 5,000円
副広域連合長		月額 4,000円
選挙管理委員会	委員長	日額 7,000円
	委員	
監査委員	議会の議員のうちから選任された委員	日額 7,000円
	その他の委員	
附属機関の委員等		日額 10,000円
非常勤職員		予算の範囲内で任命権者が定める額

(千葉県後期高齢者医療広域連合議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

第3条 千葉県後期高齢者医療広域連合議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(平成19年千葉県後期高齢者医療広域連合条例第24号)の一部を次のように改正する。

第4条の見出し中「種類」を「種目及び額」に改め、同条第1項中「種類」を「種目」に、「車賃、宿泊料、食卓料及び旅行雑費」を「その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、旅行雑費、渡航雑費及び死亡手当」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 前項の規定により支給する費用弁償の額は、次項に規定する種目に係るものを除き、次の各号に掲げる議員の区分に応じ、当該各号に定める者の例によるものとする。

(1) 議長 国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和6年政令第306号。以下「旅費法施行令」という。）第1条第2項第1号に規定する内閣総理大臣

(2) 副議長及び議員 旅費法施行令第1条第2項第2号に掲げる指定職員等

第4条に次の1項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、その他の交通費（本邦（本州、北海道、四国、九州及びこれらに附属する島の存する領域をいう。）における旅行の場合に限る。）及び旅行雑費の額は、一般職の職員の例によるものとする。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

区分	議員報酬額
議長	日額 15,000円
副議長	日額 13,000円
議員	日額 10,000円

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 第1条の規定による改正後の千葉県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に新条例第2条第1号に規定する旅行命令権者が新条例第4条第1項に規定する旅行命令等を発する旅行について適用し、施行日前に第1条の規定による改正前の千葉県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例（以下「旧条例」という。）第4条第1項に規定する旅行命令権者が旧条例第3条第5項に規定する旅行命令等を発した旅行については、なお従前の例による。ただし、施行日前に旧条例第4条第1項に規定する旅行命令権者が旧条例第3条第5項に規定する旅行命令等を発し、か

- つ、施行日以後に新条例第2条第1号に規定する旅行命令権者が新条例第4条第3項の規定により当該旅行命令等を変更する旅行については、新条例の規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。
- 3 新条例第3条第2項の規定は、施行日以後に退職、免職、失職若しくは休職（以下「退職等」という。）となった場合又は死亡した場合について適用し、施行日前に退職等となった場合又は死亡した場合については、なお従前の例による。
- 4 新条例第3条第5項及び第6項の規定は、これらの項に規定する者が同条第1項、第2項及び第4項の規定により旅費の支給を受けることができる場合について適用し、旧条例第3条第1項、第2項及び第4項の規定により旅費の支給を受けることができる場合については、なお従前の例による。
- 5 新条例第24条の2の規定は、新条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合について適用する。
- 6 附則第2項から前項までに規定するもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。

千葉県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例案  
 新旧対照条文

- 千葉県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例（平成19年千葉県後期高齢者医療広域連合条例第9号）

（第1条関係）

（下線部分は改正部分）

改 正 前	改 正 後
<p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 出張 職員が公務のため一時その在勤庁を離れて旅行することをいう。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(4) <u>扶養親族 職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で主として職員の収入によって生計を維持しているものをいう。</u></p> <p>(5) (略)</p> <p>（新設）</p>	<p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 出張 職員が公務のため一時その在勤庁<u>(常時勤務する在勤庁のない場合又は任命権者若しくはその委任を受けた者(以下「旅行命令権者」という。))が認める場合には、その住所、居所その他旅行命令権者が認める場所)</u>を離れて旅行することをいう。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(4) <u>家族 職員の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員と生計を一にするものをいう。</u></p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) <u>旅行役務提供者 旅行者(旅行業法(昭和27年法律第239号)第6条の4第1項に規定する旅行者をいう。)その他の規則で定める者(以下「旅行者等」という。))であって、広域連合と旅行役務提供契約(旅行者等が広域連合に対して旅行に係る役務その他の規則で定めるものを旅行者に提供することを約し、かつ、広域連合が当該旅行者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うこと</u></p>

2 この条例において「何々地」という場合には、市町村の存する地域(都の特別区の存する地域にあっては、特別区の存する全地域)をいうものとする。

(旅費の支給)

第3条 (略)

2～4 (略)

5 第1項、第2項及び前項の規定により旅費の支給を受けることができる者(その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。以下この条において同じ。)が、その出発前に旅行命令又は旅行依頼(以下「旅行命令等」という。)を変更され、若しくは取り消され、又は死亡した場合において、当該旅行のため既に支出した金額があるときは、当該金額のうちその者の損失となった金額で規則で定めるものを旅費として支給することができる。

6 第1項、第2項及び第4項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行中交通機関の事故又は天災その他広域連合長が定める事情により、概算払を受けた旅費額(概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額)の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で規則で定める金額を旅費として支給することができる。

(新設)

を約する契約をいう。以下同じ。)を締結したものをいう。

(削る)

(旅費の支給)

第3条 (略)

2～4 (略)

5 第1項、第2項及び前項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、次条第3項の規定により旅行命令等の変更(取消しを含む。以下同じ。)を受け、又は死亡した場合その他規則で定める場合には、当該旅行のため既に支出した金額のうちその者の損失となる金額又は支出を要する金額で規則で定めるものを旅費として支給することができる。

6 第1項、第2項及び第4項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行中天災その他規則で定める事情により、概算払を受けた旅費額(概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額)の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で規則で定める金額を旅費として支給することができる。

7 第1項、第2項、第4項及び第5項に規定する場合において、広域連合が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。

(旅行命令)

第4条 旅行は、任命権者若しくはその委任を受けた者又は旅行依頼を行う者(以下「旅行命令権者」という。)の発する旅行命令等によって行わなければならない。

2 (略)

3 旅行命令権者は、既に発した旅行命令等を変更する必要があると認める場合で、前項の規定に該当する場合には、自ら又は次条第1項若しくは第2項の規定による旅行者の申請に基づき、これを変更することができる。

4 旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又はこれを変更し、若しくは取り消すには、旅行命令簿又は旅行依頼簿(以下「旅行命令簿等」という。)に当該旅行に関する事項を記載し、これを当該旅行者に提示して行わなければならない。ただし、これを提示するいとまがない場合には、口頭により旅行命令等を発し、又はこれを変更し、若しくは取り消すことができる。この場合において、旅行命令権者は、できるだけ速やかに当該旅行命令簿等を当該旅行者に提示しなければならない。

(新設)

(旅行命令等に従わない旅行)

第5条 旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令等(前条第3項の規定により変更された旅行命令等を含む。以下この条において同じ。)に従って旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

(旅行命令等)

第4条 次の各号に掲げる旅行は、当該各号に掲げる区分により、旅行命令権者の発する旅行命令又は旅行依頼(以下「旅行命令等」という。)によって行われなければならない。

(1) 前条第1項の規定に該当する旅行 旅行命令

(2) 前条第4項の規定に該当する旅行 旅行依頼

2 (略)

3 旅行命令権者は、既に発した旅行命令等の変更をする必要があると認める場合で、前項の規定に該当する場合には、自ら又は次条第1項若しくは第2項の規定による旅行者の申請に基づき、その変更をすることができる。

4 旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又はその変更をするには、旅行命令簿又は旅行依頼簿(以下「旅行命令簿等」という。)に当該旅行に関する事項の記載をし、当該事項を当該旅行者に通知してしなければならない。ただし、旅行命令簿等に当該事項の記載をするいとまがない場合には、この限りでない。

5 前項ただし書の規定により旅行命令簿等に記載をしなかった場合には、できるだけ速やかに旅行命令簿等に同項に定める事項の記載をしなければならない。

(旅行命令等に従わない旅行)

第5条 旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令等(前条第3項の規定により変更を受けた旅行命令等を含む。以下この条において同じ。)に従って旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

2・3 (略)

(旅費の種類)

第6条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、宿泊料、食卓料、旅行雑費、移転料及び扶養親族移転料とする。

2 鉄道賃は、鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。

3 船賃は、水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。

4 航空賃は、航空旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。

5 車賃は、陸路（鉄道を除く。以下同じ。）旅行について、路程に応じ1キロメートル当たりの定額又は実費額により支給する。

6 宿泊料は、旅行中の夜数に応じ1夜当たりの定額により支給する。

7 食卓料は、水路旅行中の夜数に応じ1夜当たりの定額により支給する。

8 旅行雑費は、旅行中の日数に応じ1日当たりの定額及び実費額により支給する。

9 移転料は、赴任に伴う住所又は居所の移転について、路程に応じ一定距離当たりの定額により支給する。

10 扶養親族移転料は、赴任に伴う扶養親族の移転について支給する。

(旅費の計算)

第7条 旅費は、経済的かつ合理的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により経済的かつ合理的な通常の経路又は方法によって旅行し難い場合には、その現によつた経路及び方法によって計算する。

2・3 (略)

(旅費の種目及び内容)

第6条 旅費の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、旅行雑費、転居費及び家族移転費とし、これらの内容については、第11条から第19条までの規定の定めるところによる。

(旅費の計算)

第7条 旅費は、旅行に要する実費を弁償するためのもので、第6条及び第11条から第19条までの規定に定める種目及び内容に基づき、経済的かつ合理的な通常の経路及び方法により旅行した場合によって計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により経済

的かつ合理的な通常の経路又は方法により旅行し難い場合には、その現によつた経路及び方法によつて計算する。

第8条 旅費計算上の旅行日数は、第3項の規定に該当する場合を除くほか、旅行のために現に要した日数による。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により要した日数を除くほか、路程400キロメートルについて1日の割合をもつて通算した日数を超えることができない。

2 前項ただし書の規定により通算した日数に1日未満の端数を生じたときは、これを1日とする。

3 第3条第2項の規定に該当する場合には、旅費計算上の旅行日数は、第1項ただし書及び前項の規定により計算した日数による。

第9条 鉄道旅行、水路旅行、航空旅行又は陸路旅行中における年度の経過、職務の級の変更等のため鉄道賃、船賃、航空賃又は車賃（扶養親族移転料のうちこれらの旅費に相当する部分を含む。）を区分して計算する必要がある場合には、その必要が生じた後の最初の目的地に到着するまでの分及びそれ以後の分に区分して計算する。

第10条 在勤庁以外の地に居住する者が、その居住地から直ちに旅行する場合には、居住地から目的地に至る旅費を支給する。ただし、居住地から目的地に至る旅費額が、在勤庁から目的地に至るまでの旅費額より多いときは、当該旅費については、在勤庁から目的地に至る旅費を支給する。

（鉄道賃）

第11条 鉄道賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃（以下この条において「運賃」という。）、急行料金、特別車両料金及び座席指定料金によ

第8条から第10条まで 削除

（鉄道賃）

第11条 鉄道賃は、鉄道（鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法（大正10年法律

る。

- (1) その乗車に要する運賃
- (2) 急行料金を徴する列車を運行する線路による旅行の場合には、前号に規定する運賃のほか、急行料金
- (3) 公務上の必要により別に特別車両料金を必要とした場合には、第1号に規定する運賃及び前号に規定する急行料金のほか、現に支払った特別車両料金
- (4) 座席指定料金を徴する客車を運行する線路による旅行の場合には、第1号に規定する運賃、第2号に規定する急行料金及び前号に規定する特別車両料金のほか、座席指定料金

2 前項第2号に規定する急行料金及び同項第3号に規定する特別車両料金は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、支給する。

- (1) 特別急行列車を運行する線路による旅行で片道100キロメートル以上のもの

第76号)第1条第1項に規定する軌道その他規則で定めるものをいう。以下同じ。)を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用(第2号から第6号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 急行料金
- (3) 寝台料金
- (4) 座席指定料金

(5) 特別車両料金(次のア又はイに掲げる職員(以下「行政職給料表の9級以上の職員等」という。)に限る。)

ア 千葉県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例(平成19年千葉県後期高齢者医療広域連合条例第18号)別表第1行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が9級以上であるもの

イ アに掲げるもののほか、その職務と責任がアに掲げる職員に相当するものとして広域連合長が定める職員

(6) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された鉄道により移動する場合には、最下級(行政職給料表の9級以上の職員等が移動する場合には、最上級)の運賃の額とする。

(2) 普通急行列車を運行する線路による旅行で片道50キロメートル以上のもの

3 第1項第4号に規定する座席指定料金は、特別急行列車又は普通急行列車を運行する線路による旅行で片道100キロメートル以上のものに該当する場合に限り、支給する。

(船賃)

第12条 船賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃(はしけ賃及び棧橋賃を含む。以下この条において「運賃」という。)、寝台料金、特別船室料金及び座席指定料金による。

- (1) 運賃の等級を3階級に区分する船舶による旅行の場合には、中級の運賃
- (2) 運賃の等級を2階級に区分する船舶による旅行の場合には、上級の運賃
- (3) 運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合には、その乗船に要する運賃
- (4) 公務上の必要により別に寝台料金を必要とした場合には、前3号に規定する運賃のほか、現に支払った寝台料金
- (5) 第3号に規定する船舶による旅行の場合において、公務上の必要により別に特別船室料金を必要としたときには、同号に規定する運賃及び前号に規定する寝台料金のほか、現に支払った特別船室料金
- (6) 座席指定料金を徴する船舶を運行する航路による旅行の場合には、前各号に規定する運賃及び料金のほか、座席指定料金

(船賃)

第12条 船賃は、船舶(海上運送法(昭和24年法律第187号)第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶その他規則で定めるものをいう。以下同じ。)を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用(第2号から第5号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 寝台料金
- (3) 座席指定料金
- (4) 特別船室料金(行政職給料表の9級以上の職員等に限る。)
- (5) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された船舶により移動する場合には、最下級(行政職給料表の9級以上の職員等が移動

(航空賃)

第13条 航空賃の額は、現に支払った旅客運賃による。

2 公務上の必要により別に特別座席料金を必要とした場合には、前項に規定する運賃のほか、現に支払った特別座席料金

(車賃)

第14条 車賃の額は、現に支払った交通機関に係る旅客運賃による。

する場合には、最上級)の運賃の額とする。

(航空賃)

第13条 航空賃は、航空機(航空法(昭和27年法律第231号)第2条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機その他規則で定めるものをいう。以下同じ。)を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用(第2号及び第3号に掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 座席指定料金
- (3) 前2号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。

(その他の交通費)

第14条 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用(第2号から第4号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。

- (1) 道路運送法(昭和26年法律第183号)第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業(路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。)の用に供する自動車を利用する移動に要する運賃
- (2) 道路運送法第3条第1号ハに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業の用に供する自動車その他の旅客を運送する交通手段(前号に規定する自動車を除く。)を利用する移動に要する運賃
- (3) 前2号に掲げる運賃以外の費用であって、道

2 前項の規定にかかわらず、任命権者が定めるところにより自家用自動車について旅行に使用するための登録を受けた職員が、当該登録に係る自家用自動車を使用して旅行した場合には、車賃の額は、1キロメートルにつき30円とする。

3 前項の規定による車賃は、全路程を通算して計算する。ただし、第9条の規定により区分計算をする場合には、その区分された路程ごとに通算して計算する。

4 前項の規定により通算した路程に1キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

(宿泊料)

第15条 宿泊料の額は、1夜につき13,100円とする。

2 宿泊料は、水路旅行及び航空旅行については、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により上陸又は着陸して宿泊した場合に限り、支給する。

(新設)

路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車の賃料その他の移動に直接要する費用

(4) 前3号に掲げる費用に付随する費用

2 前項の規定にかかわらず、自動車(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第2条第2項に規定する自動車をいう。)又は原動機付自転車(同条第3項に規定する原動機付自転車をいう。)であって、職員が任命権者の定めるところにより旅行に使用するための登録を受けたものを利用する移動に要する費用の額は、1キロメートルにつき30円とする。

3 前項の規定による費用は、全路程を通算して計算する。

4 前項の規定により通算した路程に1キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

(宿泊費)

第15条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、地域の実情を勘案して規則で定める額(以下「宿泊費基準額」という。)とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として規則で定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。

(包括宿泊費)

第15条の2 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る第11条から第14条までの規定による交通費(鉄道賃、船賃、航空賃及びそ

(食卓料)

第16条 食卓料の額は、1夜につき2,600円とする。

- 2 食卓料は、船賃のほかに別に食費を要する場合又は船賃を要しないが食費を要する場合に限り支給する。

(旅行雑費)

第17条 旅行雑費の定額は、1日につき300円とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、在勤庁から目的地までの距離が100キロメートルを超える場合の当該目的地に旅行した日にあつては、旅行雑費の定額は、1日につき600円とする。

3 (略)

(移転料)

第18条 移転料の額は、次に規定する額による。

- (1) 赴任の際、扶養親族を移転する場合には、旧居住地から新居住地までの路程に応じた別表の定額による額
- (2) 赴任の際、扶養親族を移転しない場合には、前号に規定する額の2分の1に相当する額
- (3) 赴任の際、扶養親族を移転しないが赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に扶養親族を

他の交通費をいう。第19条第1項第1号において同じ。)の額及び当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計額とする。

(宿泊手当)

第16条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、通常要する費用の額を勘案して規則で定める1夜当たりの定額とする。

(旅行雑費)

第17条 旅行雑費は、旅行中の通信による連絡に要する費用とし、その額は、1日につき300円とする。

(削る)

2 (略)

(転居費)

第18条 転居費は、赴任に伴う転居に要する費用(次条第1項第1号又は第2号に規定する場合の家族の転居に要する費用を含む。)とし、その額は、転居の実態を勘案して規則で定める方法により算定される額とする。

移転する場合には、前号に規定する額に相当する額(赴任の後扶養親族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、各赴任について支給することができる前号に規定する額に相当する額の合計額)

- 2 前項第3号の場合において、扶養親族を移転した際における移転料の定額が職員が赴任した際の移転料の定額と異なるときは、同号の額は、扶養親族を移転した際における移転料の定額を基礎として計算する。
- 3 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、第1項第3号に規定する期間を延長することができる。

(扶養親族移転料)

第19条 扶養親族移転料の額は、赴任を命ぜられた日における扶養親族1人ごとに、その者について第11条から第14条までの規定を適用することとした場合におけるこれらの規定によるその者の旧居住地から新居住地までの鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃の額並びにその移転の際における年齢に従い次に規定する額の合計額による。

- (1) 12歳以上の者については、その移転の際における職員相当の宿泊料及び食卓料の額
- (2) 12歳未満の者については、前号に規定する額の2分の1に相当する額

- 2 前項に規定する場合において、鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃の額が年齢に応じて定められているときのそれぞれの額は、扶養親族の移転の際

(家族移転費)

第19条 家族移転費は、赴任に伴う家族の移転に要する費用とし、その額は、次に掲げる額とする。

- (1) 赴任の際家族(赴任を命ぜられた日において同居している者に限る。以下この項において同じ。)を職員の新居住地に移転する場合には、家族1人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した交通費、宿泊費、包括宿泊費及び宿泊手当の合計額に相当する額
- (2) 前号に規定する場合に該当せず、かつ、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に家族を職員の居住地(赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、当該赴任後における職員の新居住地)に移転する場合には、同号の規定に準じて算定した額

- 2 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第2号に規定する期間を延長することができる。

における年齢に応じた額による。

- 3 職員が赴任を命ぜられた日において胎児であった子をその赴任の後移転する場合においては、扶養親族移転料の額の計算については、その子を赴任を命ぜられた日における扶養親族とみなして、前2項の規定を適用する。

(退職者等の旅費)

第20条 第3条第2項第1号の規定により支給する旅費は、次の各号に規定する旅費とする。

- (1) 職員が出張中に退職等となった場合には、次に規定する旅費

ア 退職等となった日にいた地から退職等の命令の通達を受けた日にいた地までの前職務相当の旅費

イ 退職等の命令の通達を受けた日の翌日から3か月以内に出発して当該退職等に伴う旅行をした場合に限り、出張の例に準じて計算した退職等の命令の通達を受けた日にいた地から旧在勤庁までの前職務相当の旅費

- (2) 職員が赴任中に退職等となった場合には、赴任の例に準じ、かつ、新在勤庁を旧在勤庁とみなして前号の規定に準じて計算した旅費

(遺族の旅費)

第21条 第3条第2項第2号の規定により支給する旅費は、居住地から死亡地までの往復に要する普通旅費とする。この場合において、第17条第2項の規定の適用については、同項中「在勤庁」とあるのは「職員の旧在勤庁」と、「目的地」とあるのは「死亡地」とする。

- 2 第3条第2項第3号の規定により支給する旅費は、居住地から帰住地までの普通旅費とする。

(退職者等の旅費)

第20条 第3条第2項第1号の規定により支給する旅費は、退職等の日の翌日から3か月以内における当該退職等に伴う旅行について、出張又は赴任の例に準じて規則で定めるものとする。

- 2 前項の場合において、退職等となった職員が家族を移転するときは、同項に規定する旅費に、転居費のうち家族の転居に要する費用及び家族移転費に相当するものを加えるものとする。

- 3 任命権者は、天災その他やむを得ない事情がある場合には、第1項に規定する期間を延長することができる。

(遺族の旅費)

第21条 第3条第2項第2号又は第3号の規定により支給する旅費は、出張又は赴任の例に準じて規則で定めるものとする。

この場合において、第17条第2項の規定の適用については、同項中「在勤庁」とあるのは「職員の旧在勤庁」と、「目的地」とあるのは「帰住地」とする。

3 前2項の場合において、鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃の額が年齢に応じて定められているときのそれぞれの額は、遺族の旅行又は帰住の際における年齢に応じた額による。

4 第1項及び第2項の場合において、遺族の旅行又は帰住の際、その者が12歳未満であるときの宿泊料及び食卓料の額は、第15条第1項及び第16条第1項の規定にかかわらず、これらの規定に規定する額の2分の1に相当する額による。

(新設)

(外国旅行の旅費)

第22条 外国旅行については、国家公務員の外国旅費(国家公務員等の旅費に関する法律(昭和25年法律第114号)第6条第12項に規定する支度料を除く。)の例に準じて任命権者が定める額を旅費として支給する。

(旅費の支給額の上限)

第21条の2 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費(家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。)に係る旅費の支給額は、第11条第1項各号、第12条第1項各号、第13条第1項各号及び第14条第1項各号に掲げる各費用について、当該各条及び第7条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該費用ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

2 宿泊費、包括宿泊費、転居費及び家族移転費(第14条第2項に規定する費用及び宿泊手当に相当する部分を除く。)に係る旅費の支給額は、当該各種目について第7条、第15条、第15条の2、第18条及び第19条第1項の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該種目ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

(外国旅行の旅費)

第22条 外国旅行については、国家公務員等の旅費に関する法律(昭和25年法律第114号)に規定する国家公務員の例に準じて任命権者が定める額を旅費として支給する。

(旅費の調整)

第23条 任命権者は、旅行者が公用の交通機関、宿泊施設等を利用して旅行した場合その他当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上この条例の規定による旅費を支給した場合には、不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

2 (略)

(旅費の特例)

第24条 (略)

(新設)

(委任)

第25条 (略)

別表 (別添)

(旅費の調整)

第23条 任命権者は、旅行者が広域連合以外の者から旅費の支給を受ける場合その他旅行における特別の事情により又は旅行の性質上この条例の規定による旅費を支給した場合には不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

2 (略)

(旅費の特例)

第24条 (略)

(旅費の返納)

第24条の2 旅費(概算払に係る旅費を含む。)の支出又は支払をする者は、旅行者又は旅行役務提供者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。

(委任)

第25条 (略)

別表 (別添)

○ 千葉県後期高齢者医療広域連合特別職の職員等の報酬及び費用弁償等に関する条例(平成19年千葉県後期高齢者医療広域連合条例第8号)

(第2条関係)

(下線部分は改正部分)

改正前	改正後
(費用弁償等の種類)	(費用弁償等の <u>種目及び額</u> )

第5条 公務のため旅行したときに支給する費用弁償の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、宿泊料、食卓料及び旅行雑費とする。

2 前項の規定により支給する費用弁償の額は、別表第2に定める額とする。

3 第2条第2項に規定する者に支給する実費弁償の額は、千葉県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例（平成19年千葉県後期高齢者医療広域連合条例第9号。以下「旅費条例」という。）の規定に基づく一般職の職員に支給すべき額に相当する額とする。

（新設）

第5条 公務のため旅行したときに支給する費用弁償の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、旅行雑費、渡航雑費及び死亡手当とする。

2 前項の規定により支給する費用弁償の額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める者の例によるものとする。

(1) 広域連合長 国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和6年政令第306号。以下「旅費法施行令」という。）第1条第2項第1号に規定する内閣総理大臣

(2) 副広域連合長 旅費法施行令第1条第2項第2号に掲げる指定職職員等（以下「指定職職員等」という。）

(3) 選挙管理委員会の委員及び監査委員 次のア又はイに掲げる費用弁償の種目の区分に応じ、それぞれア又はイに定める者

ア 交通費（鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費をいう。以下この号において同じ。）及び包括宿泊費（交通費の部分に限る。以下同じ。） 指定職職員等

イ 交通費及び包括宿泊費以外のもの 国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）に規定する国家公務員（以下「国家公務員」という。）のうち旅費法施行令第1条第2項第3号に掲げる職務の級（以下「職務の級」という。）が7級以上の者

(4) 附属機関の委員等及び非常勤職員 国家公務員のうち職務の級が7級以上の者

3 第2条第2項に規定する者に支給する実費弁償の額は、国家公務員のうち職務の級が7級以上の者の例によるものとする。

4 前2項の規定にかかわらず、その他の交通費（本邦（本州、北海道、四国、九州及びこれらに附属する島の存する領域をいう。以下同じ。）にお

別表第2 (別添)	ける旅行の場合に限る。)及び旅行雑費の額は、 <u>一般職の職員の例によるものとする。</u>
別表第2 (別添)	別表第2 (別添)

○ 千葉県後期高齢者医療広域連合議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成19年千葉県後期高齢者医療広域連合条例第24号）

(第3条関係)

(下線部分は改正部分)

改正前	改正後
<p>(費用弁償の種類)</p> <p>第4条 議員が、公務のため旅行したときに支給する費用弁償の種類は、<u>鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、宿泊料、食卓料及び旅行雑費</u>とする。</p> <p>2 前項の規定により支給する費用弁償の額は、<u>別表に定める額とする。</u></p> <p>(新設)</p>	<p>(費用弁償の種目及び額)</p> <p>第4条 議員が、公務のため旅行したときに支給する費用弁償の種目は、<u>鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、旅行雑費、渡航雑費及び死亡手当</u>とする。</p> <p>2 前項の規定により支給する費用弁償の額は、<u>次項に規定する種目に係るものを除き、次の各号に掲げる議員の区分に応じ、当該各号に定める者の例によるものとする。</u></p> <p>(1) 議長 <u>国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和6年政令第306号。以下「旅費法施行令」という。）第1条第2項第1号に規定する内閣総理大臣</u></p> <p>(2) 副議長及び議員 <u>旅費法施行令第1条第2項第2号に掲げる指定職職員等</u></p> <p>3 前項の規定にかかわらず、<u>その他の交通費（本邦（本州、北海道、四国、九州及びこれらに附属する島の存する領域をいう。）における旅行の場合に限る。）及び旅行雑費の額は、一般職の職員の例によるものとする。</u></p>

別表（第2条、第4条関係）

区分	議員報酬額	費用弁償		
		宿泊料 (1泊につき)	食卓料 (1夜につき)	鉄道賃、 船賃、航空賃、車

別表（第2条関係）

区分	議員報酬額
議長	日額 15,000円

				賃及び旅行雑費	副議長	日額 13,000円
議長	日額 15,000円	16,500円	3,300円	旅費条例の規定の例により算出して得た額	議員	日額 10,000円
副議長	日額 13,000円	14,800円	3,000円			
議員	日額 10,000円					



(第2条関係)

改正前		改正後	
別表第2 (第3条、第5条関係)			
区分	報酬額	費用弁償	
		宿泊料(1泊につき)	食卓料(1夜につき)
		宿泊料(1泊につき)	食卓料(1夜につき)
			夜間鉄道賃、船賃、航空賃、車賃及び旅行雑費
広域連合長	月額 5,000円	16,500円	3,300円
副広域連合長	月額 4,000円	14,800円	3,000円
選挙管理委員会	月額 7,000円	13,100円	2,600円
監査委員	月額 7,000円		
議会の議員のうちから選任された委員			
その他の委員			
附属機関の委員等	月額 10,000円		
非常勤職員			予算の範囲内で任命権者が定める額

され た委 員	その 他の 委員	日額	10,000
		員等	0円
非常勤職員		予算の範囲内で任命権者が定める額	